

寄附金申込書

貴協会の事業に賛同し、下記のとおり寄附いたします。

ご住所	〒
個人の場合	お名前
法人/団体の場合	法人/団体名：
	職名とお名前：
連絡先	TEL FAX
	法人/団体の場合：担当者のお名前
	E-mail

※ 領収書の宛名は上記のお名前になります。個人宛領収書は翌年1月中旬頃までに上記住所に郵送します。法人/団体宛領収書は受領次第郵送します。その他特別な取扱が必要な方は事務局までお知らせください。

寄附金額 一金 円也

○寄附金の使途指定等

寄附金の取扱いは次のように指定します。

(項目番号に○を付けてください。)

- 1 使途を指定しない一般寄附金とする。
- 2 下記により使途指定寄附金とする。

寄附金の使途	寄附金額
① 基金サポート	
② JOAサポート	

○申込書送付先 郵送のほか下記をご利用ください。

公益社団法人日本オリエンテーリング協会

郵送の場合：〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号

JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

TEL:03-5843-1907

E-mailの場合：joa@orienteering.or.jp

FAXの場合：03-5843-1913

○送金方法等

送金方法	1 銀行振込
	2 その他の方法 ( )
送金予定日	平成 年 月 日
当協会ホームページ、広報誌等へのご芳名記載について	寄附者の個人名・法人/団体名を
	1 公開してよい。 2 匿名としてください。 (該当番号に○印)

個人情報の取り扱い  
皆様からの個人情報は、当協会寄附金募集事業以外に利用することはありません。

寄附金に対する減税措置について

当協会は、平成24年11月22日付で内閣府より「税額控除にかかる証明」を取得しました。寄附金拠出に対して皆様の所得税の減税、法人会計損金算入が可能になりました。この減税措置については、別に「税額控除申請の手引き」を作成、皆様のお手元にお届けのほか、協会ホームページからダウンロードができるよう整備をします。ここでは、寄附金控除の概略と方法をお知らせします

◎ 個人の場合

確定申告に際し、「所得の控除」に算入するか、「税額控除」を申請するかいずれかを選択して申告をします。

減税措置の特質は次の通りです。

制度	所得控除	税額控除
方式	寄附金額を所得控除に反映して申告をする。	寄附金額を所得税に反映して申告をする。
仕組み	寄附金額が2,000円を超えた場合、「寄附金額-2,000円」を当該年度の所得から控除する。	寄附金額が2,000円を超えた場合、「寄附金額-2,000円」の40%の額を当該年度の所得税から控除する。
上限	控除対象寄附金額は、総所得額の40%が上限	控除対象所得税額は、所得税総額の25%が上限
特徴	所得金額に対して、寄附金額が大きい場合に減税効果おきくなる。所得税率に関係する。	寄附金額が少なくても、所得金額に関係なく直接所得税が控除でき、減税効果が大きい。
申請時添付書類	「税額控除に係る証明書」およびJOA発行の「寄附領収書」	「税額控除に係る証明書」およびJOA発行の「寄附領収書」
住民税減税	住民税減税も可能ですが、詳細については、お住まいの都道府県、市町村にお問い合わせください。	住民税減税も可能ですが、詳細については、お住まいの都道府県、市町村にお問い合わせください。

◎ 法人の場合

損金算入限度額が改正され、特定公益増進法人に対するものと同じ計算方法が適用され一段と有利になりました。

損金算入限度額の算出は次の計算方式によります。

$$[\text{特別損金算入限度額}] = \left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$